

3. 心筋梗塞等の心血管疾患(再発予防の機能を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
再発予防	再発予防の機能	<p><選定基準></p> <p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに準じた診療を実施していることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 心臓リハビリテーション指導士を配置する等して、チーム医療により包括的なリハビリテーションを実施していること ② 心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること ③ 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と資料情報や治療計画を共有する等して連携していること ④ 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること ⑤ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること ⑥ 心電図検査、電気的除細動等急性増悪時の対応が可能であること ⑦ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること ⑧ 運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法、患者教育等の心血管疾患リハビリテーションが実施可能であること ⑨ 担当の両立支援コーディネーターを配置し、産業医などの治療と仕事の両立支援に係る人材と連携し、心血管疾患患者の就労支援を推進させ、生活の質の向上を目指すこと ⑩ 介護支援専門員や相談支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること ⑪ 心不全等で在宅療養が必要な患者について、心不全療養指導士を活用する等して再発予防の管理、生活の包括的支援や緩和ケアの提供を含めたよりよい在宅医療環境への移行が調整可能であること 	内科、循環器科又は心臓血管外科を有する病院又は診療所